

広報かるまい お知らせ版 437号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

町の特産品を活用した 商品開発に補助金

町内の特産品・農林畜産物を活用し、地域産業への貢献が期待される新商品の開発、既存商品の改良、販路開拓などの取り組みに対し補助金を交付します。

■交付対象者

- ①町内に主たる店舗、事務所又は工場等を有する法人
- ②町内に居住する個人
- ③その他町長が定める団体等

■交付対象事業

※重複して申請することはできません。

事業名	事業内容	交付額
A. 商品開発	・地域資源を活用した商品開発(必須) ・当該商品の販路開拓に係る取り組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
B. ブラッシュアップ	・既存商品のブラッシュアップ(必須) ・当該商品の販路開拓に係る取り組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
C. 販路開拓	・上記を伴わない販路開拓に係る取組み(商談会への参加、販促物の作成等)	10万円以内 (補助率2/3以内)

■応募締切 6月30日(金)まで

■提出書類

A～Cの提出書類が異なるため、下記へお問い合わせください。

※事業代表者(代理も可)は審査会で事業の説明を行っていただきます。

※様式、要綱、その他ご不明点は、ホームページをご覧ください。

「軽米町役場ホームページ」→「事業者の方へ」→「軽米町商品開発等促進事業補助金について」

【書類の提出先・問い合わせ】

〒028-6302 軽米町大字軽米10-85

軽米町役場 産業振興課・商工観光担当

(☎46-4746) (FAX46-2335)

接種・検査をご検討ください

1 緊急風しん抗体検査・予防接種

■対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

■料金 クーポン券により無料(抗体検査・予防接種とも)

■期限 令和6年2月29日まで(クーポン券の期限)

※この検査・接種事業は、令和7年2月28日までの見込みです。クーポン券の使用期限を延長する場合はお知らせします。

■実施医療機関

全国の対応医療機関(厚生労働省ホームページ参照)

※軽米町内では県立軽米病院のみ対応しています。

※職場の健康診断の機会に検査を受けられる場合があります。(勤務先にお問い合わせください)

■注意事項

未検査の方で、紛失あるいは転入等でクーポン券がお手元がない場合、再発行いたしますのであらかじめ、お電話等でお問い合わせください。検査の結果、予防接種が必要とされてまだ接種を受けていない方は早めの接種をご検討ください。

2 成人の方への風疹予防接種

■助成対象者

20歳から49歳までの、妊娠を希望する女性(妊娠中、妊娠の可能性のある方は除く)及びその配偶者

■接種医療機関 県立軽米病院

■注意事項

先に県立軽米病院に予約をお願いします。その後、健康ふれあいセンター内健康福祉課で予診票を交付します。

【問い合わせ】

健康福祉課・健康づくり担当(健康ふれあいセンター内)

(☎46-4111)

大型連休中のバスの運行

5月のゴールデンウィーク期間中のバス運行は、次のとおりです。

■コミュニティバス(民田山、鶴飼線)

5月3日(水)～4日(木)・・・運行

5月5日(金)～7日(日)・・・運休

■町民バス(全路線)

5月3日(水)～7日(日)・・・運休

【問い合わせ先】総務課・企画担当(☎46-4738)

4月15日～6月15日まで 春の農作業安全月間です!

令和5年度 岩手県農作業安全スローガン

『農作業 慣れと油断が 事故のもと』

春の農繁期は、農業機械による作業の頻度が高まり、農作業事故が発生しやすい時期です。一人一人が注意を払い、事故を防ぎましょう。

令和5年度 町民講座一覧

軽米中央公民館を主会場に下記の町民講座を開催します。

1回だけの参加も可能です。参加希望の方は、お気軽に各会場までお越しください。

講座・教室名 (講師名)	主な内容	開催日	時間・会場	用意するもの
菊植え教室 (軽米町菊の会)	菊花の育て方教室です。受講後ご自宅で管理をしていただきます。	①5月10日(水)②6月7日(水) ③7月12日(水)④8月23日(水)	10:00~11:30 ①~③軽米中央公民館 ホール ④巡回指導	手袋 (腐葉土、 鉢、支柱、 輪台等は 要相談)
俳句教室 (俳句クラブ 「北光吟社」)	俳句クラブ「北光吟社」の俳句教室に参加しませんか。北光吟社では毎月の広報かるまいに投句するなどの活動を行っています。	①5月27日(土)②6月24日(土) ③7月22日(土)④8月26日(土) ⑤9月30日(土)	9:30~12:30 軽米中央公民館講座室	筆記用具
書道教室 (書道クラブ)	書道の基本から、宛名書きなど実用的なものまで自分の希望にあわせて教わることができます。	①5月27日(土)②6月10日(土) ③6月24日(土)④7月8日(土) ⑤7月22日(土)	13:00~15:00 ①④軽米中央公民館研修室 ②③⑤軽米町立図書館2階	書道用具 (筆、下敷 き、墨汁 など)
絵画教室 (絵画クラブ 「遊画会」)	主に水彩画を学習します。デッサンから水彩まで一年を通じて作品作りに取り組みます。	①5月16日(火)②6月20日(火) ③7月18日(火)④8月22日(火) ⑤9月19日(火)	9:00~15:00 軽米中央公民館研修室	水彩道具
大正琴教室 (大正琴クラブ)	日本独自の楽器「大正琴」に触れて、簡単な曲から弾けるようになってみませんか。	①5月11日(木)②5月25日(木) ③6月8日(木)④6月22日(木) ⑤7月6日(木)	9:00~13:00 軽米中央公民館研修室	
絵手紙教室 (絵手紙愛好会)	素朴で暖かな味わいが魅力の絵手紙。絵があまり得意でない方も気軽に楽しめます。	①5月19日(金)②6月16日(金) ③7月21日(金)④8月18日(金) ⑤9月15日(金)	13:30~15:30 軽米中央公民館研修室	
相撲甚句教室 (相撲甚句愛好会)	相撲甚句を歌って楽しむことを基本に、作詞にもチャレンジしてまいります。	①5月14日(日)②7月9日(日) ③9月10日(日)④10月8日(日) ⑤11月12日(日)	13:00~15:00 軽米中央公民館ホール	
芸能教室 (軽米芸能愛好会)	舞踊等を始めてみたい方、お気軽にお集まりください。	①5月20日(土)②6月3日(土) ③6月17日(土)④10月7日(土) ⑤10月21日(土)	18:00~21:00 軽米中央公民館ホール	
コーラス教室 (軽米童謡を歌う会)	発声の基本を学び、童謡をみんなで楽しく歌います。	①5月9日(火)②5月28日(日) ③6月13日(火)④6月25日(日) ⑤7月11日(火)	10:00~11:30 軽米中央公民館ホール	
社交ダンス教室 (片 拓之先生「八 戸市田中ダンス教室 所属のダンス教師」)	社交ダンスに親しみ、町民の健康増進に寄与するとともに、公民館サークル活動を通じて世代間の交流を活発にします。	①5月11日(木)②6月8日(木) ③7月13日(木)④8月10日(木) ⑤9月14日(木)	18:30~20:00 軽米中央公民館ホール	ダンスの できる くつ

※受講の際は、手指の消毒、体調が悪い場合は参加しないなどの基本的な感染対策をお願いします。

※予定ですので、日程を変更する場合があります。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当 (☎46-4744) (FAX 46-3050)

広報かるまい お知らせ版 437号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

令和5年度 婦人検診のご案内

今年度も子宮頸がん検診、乳がん検診、骨粗鬆症予防検診を実施します。

■案内を通知している方

子宮頸がん検診 年度末21～79歳までの奇数年齢の方

乳がん検診 年度末41～79歳までの奇数年齢の方

骨粗鬆症予防検診 年度末41・46・51・56・61・66・71歳の方

※偶数年齢の方、80歳以上の方で受診を希望される方は、健康ふれあいセンターにお申し込みください。

■料金

子宮頸がん検診 1,000円 乳がん検診 1,000円

骨粗鬆症予防検診 500円

※70歳以上の方、65～70歳未満で後期高齢者医療制度に該当する方、生活保護世帯に属する方は無料

■日時・場所

日にち	時間	会場
5月11日(木)	9:30～11:00	晴山公民館
	13:30～15:00	山内地区交流センター
5月12日(金)	9:30～11:00	小軽米生活改善センター
	14:00～15:30	農村環境改善センター
5月13日(土)	9:00～11:00	農村環境改善センター
	13:30～15:00	
5月14日(日)	9:00～12:00	

※骨粗鬆症予防検診は土日のみとなります。

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当（健康ふれあいセンター内）

環境影響評価書の縦覧のお知らせ

軽米町と二戸市の境界付近に計画中の折爪岳風力発電事業（仮称）の「環境影響評価書」を縦覧します。

■期間 5月10日（水）～6月9日（金）

■場所 ①役場1階 町民ホール ②晴山出張所

■時間 ①8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

②9:00～16:00（土・日・祝日を除く）

【問い合わせ先】

JR東日本エネルギー開発(株)

(☎03-6206-6076)

ハローワーク二戸求人情報

令和5年4月10日現在、ハローワーク二戸に申し込みのあった求人の中から掲載しました。この求人の中には、決定済みになっている場合があります。あらかじめご了承ください。

職種	事業所名
普通作業員、現場管理、現場管理補助、重機オペレーター、大型運転手	南建設(株)
鶏舎清掃作業員(除糞) (請)	(株)明和運輸 九戸営業所
レジ、青果、デリカ	(株)ユニバース 軽米店
自動車整備士	岩手ホンダ北販売(株)
再生原料加工作業員、回収作業員	(有)軽米資源センター
懸鳥作業員、清掃作業員 (請)	(有)サンアイ商事
医療事務(岩手県立軽米病院)(請)	(株)ニチイ学館 盛岡支店
営業スタッフ、フォークリフト整備士(県北営業所)	トヨタL&F岩手(株)
電気製品・電子部品の組立作業(軽米町)(派)	(株)ワークパワー 盛岡営業所
いわて特別支援教育かがやきプラン推進事業	岩手県立 軽米高等学校
調理補助者	(株)ケーエスエンタープライズ
クリーニング店舗受付(軽米店)	八戸リネンサプライ(有)(八戸白洗社)
鶏の飼育管理	(株)松本鶏園
保育士、保育補助、放課後児童支援員、一般事務、施設管理、軽米町地域おこし協力隊、介護支援専門員・一般事務、特別支援員	軽米町役場

【問い合わせ先】ハローワーク二戸 (☎23-3341)

会計年度任用職員募集

職種	廃棄物収集運搬作業員兼運転手	廃棄物収集運搬作業補助員
募集人数	1名程度	1名程度
応募資格	中型自動車運転免許(8t限定以上、AT限定不可)	なし
職務内容	一般廃棄物収集運搬業務	
報酬	月額138,374円～179,290円	時間額941円～
雇用期間	令和5年5月下旬から令和6年3月31日まで	
勤務日	月曜日から金曜日まで	1か月に10日間程度
勤務時間	8:15～16:15(うち7時間)	
勤務地	軽米地区クリーンセンター	
応募締切	5月12日	
面接日程	5月18日	

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当 (☎46-4734)

農地転用に伴う農振除外の 申出は5月31日までです

町では、農業の振興を図るべき地域（農業振興地域）を明らかにした軽米農業振興地域整備計画を定めています。

この計画は5年ごとに見直しを行っていますが、やむを得ず緊急で農地を転用し、自宅を建築したいなどの計画がある方のため、農振除外の申出期間を設けます。

令和6年以降に「農地転用（農地を農地以外に変えること）」を予定している方は、5月31日までに所定の書類を準備の上、産業振興課にご相談ください。

■農振除外が必要か事前にご確認ください

- ① 農地転用を計画している場合は、その土地が「農用地区域」に指定されているかお問い合わせください。
- ② 農用地区域に該当する場合は、「農振除外」の手続きが必要です。
- ③ 農用地区域に指定されていなければ、手続きは必要ありませんので、「農地転用」の手続きが可能です。

■農振除外ができない場合もあります

提出された申請書を審査し、適切なものは除外・見直しをすることになりますが、使用目的及び場所によっては除外できない場合もありますので、ご了承願います。

■提出書類

- ① 農用地利用計画変更申出書及び事業計画書（様式はホームページをご覧くださいか、産業振興課窓口にて配布いたします）
- ② 土地の位置図
- ③ 事業の概要がわかる図面（建物平面図等）
- ④ 土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ⑤ 周囲の土地利用現況図（地目が記入されたもの）
- ⑥ 資金根拠（残高証明書等）
- ⑦ 位置選定検討表（他の土地との比較検討が必要）
- ⑧ 同意書（隣接農地の所有者等）
- ⑨ 委任状（行政書士に委任する場合）

■受付期間

令和5年5月31日（水）まで

【問い合わせ先】

産業振興課・農政企画担当（☎46-4739）
農業委員会事務局

ご家庭のチューリップ花壇の 写真を募集します

町では、花のあふれるまちを目指し、花いっぱい運動を推進しています。

今年も、ご家庭のチューリップ花壇の写真展示を行います。どなたでも応募できますので、お気軽にご応募ください。

■応募方法

1人3点まで

- ① 役場に持参
持参する場合L版程度の大きさに印刷しご持参ください。
- ② データ送信
メールに写真を添付し、本文に住所、氏名、電話番号を記入し、下記メールアドレスあてに送信してください。

■応募締切 5月17日（水）

※写真は返却しません。

応募いただいた方へは記念品を差し上げます。

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当（☎46-4734）
cyominseikatsu@town.karumai.iwate.jp

農業経営の法人化を支援する 補助金を新設しました

地域農業の中心となる経営体の育成・確保を目的として、令和5年度に法人化した農業経営体に対して補助金を交付します。

■対象者

令和5年度に法人登記を行った、町内で農業を営む法人

■交付金額 1法人当たり定額20万円

■交付要件（すべて満たす必要があります）

- ① 町内に住所を有する法人であること
- ② 町内の農地で営農する法人であること
- ③ 設立後の法人が認定農業者である（又は見込まれる）こと
- ④ 国の法人化支援事業補助金の交付を受けていないこと
- ⑤ 法人登記を行った翌年度から2年後までに、農地中間管理事業を活用した農地集積を1ヘクタール以上行うこと

【問い合わせ先】

産業振興課・農政企画担当（☎46-4739）

漏水による水道料金の減免

漏水の際、お客様の敷地内の給水装置（給水管を含む）は、お客様の所有物ですので、漏水による水道料金もお支払いいただくこととなります。

しかし、地中や建物の壁内にある給水管からの漏水など、適切な管理を行っていても発見しづらい場所の漏水において、高額となった水道料金の一部を減免できる場合があります。

漏水のおそれがある際には水道事業所までご連絡下さい。

※減免の対象とならないもの

給水装置の管理を怠った場合

漏水の原因が故意または過失による場合

蛇口やそれと同様の器具等から漏水した場合

蛇口や不凍栓の閉め忘れ等、漏水でなかった場合 など

【問い合わせ先】

軽米町水道事業所（☎46-4742）

漏水調査・消火栓点検について

道路に埋設されている水道管から宅地内水道メーターまでの漏水調査と各地区に設置されている消火栓の点検を行います。調査期間は随時となりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

写真	身分証明書
	所属
	氏名
	生年月日
上の者は、軽米町が委託した漏水調査業務に従事する者であることを証明する。	
令和 年 月 日	
軽米町長	山本 賢一 印

※町で調査を委託している調査員は、「身分証明書」（名札）を必ず携帯しています。調査員は、所有者の承諾無しに建物の中に入ることはありません。

不審と思われた場合などは、名札の提示を求めていただくか、軽米町水道事業所までご連絡ください。

【問い合わせ先】 軽米町水道事業所（☎46-4742）

広報かるまい お知らせ版 437号 ③

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

軽米町親元就農給付金

農業経営の円滑な継承と、町の農業振興の中核となる担い手の育成・確保を目的として、満55歳未満の親元就農者に対して給付金を交付します。

■対象者（すべて満たす必要があります）

- ① 農業経営開始時の年齢が満55歳未満であること
- ② 町内に住所を有すること
- ③ 親元就農計画の承認申請をする年度の前々年度4月2日以降に農業経営を開始していること
- ④ 親（3親等以内の親族を含む）の経営を継承すること

■交付金額及び交付対象期間

- ① 交付金額は、1経営体あたり年間72万円（半期ごとに36万円を交付）
- ② 交付期間は最長2年間（農業経営開始後2年度目分まで）

■交付要件（すべて満たす必要があります）

- ① 親元就農計画を作成し、町に認められること
- ② 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している（又は見込まれる）こと
- ③ 年間75日以上かつ年間600時間以上農業に従事すること
- ④ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引を行っており（又は見込まれること）、交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する（又は見込まれる）こと
- ⑤ 交付対象者及び農業経営を継承する親に町税の滞納がないこと
- ⑥ 国の農業次世代人材投資資金及び新規就農者育成総合対策の交付を受けていないこと

【問い合わせ先】

産業振興課・農政企画担当（☎46-4739）

高齢者教室「寿大学」 第51期受講生の募集

高齢者が明るく豊かで生きがいのある生活を送るため、令和5年度「寿大学」第51期受講生を募集します。

教養をさらに身につけ、仲間とともに楽しい時間を過ごしましょう！

昨年度の受講生以外で受講を希望される方は、事前に教育委員会事務局までご連絡ください。

■募集要項

【対象者】

町内に在住する、おおむね60歳以上の健康な方

【受講料】 無料

（※教材費、現地研修にかかる経費等は自己負担）

【開催時期】 5月～12月（全10回程度）

■開講式・第1回講座について

【日時】 5月17日（水） 10:00～12:00

【会場】 町農村環境改善センター（役場となり）

【内容】 町長講話

講師：軽米町長 山本 賢一

【問い合わせ】

教育委員会事務局・生涯学習担当（☎46-4744）

生活環境改善に向け水洗化をご検討ください

町では、生活排水処理の水洗化による生活環境の向上と河川環境の保全を目指しています。

公共下水道事業認可区域内にお住いの方は、「公共下水道への接続」をお願いします。

「認可区域外の地域の方」は、「合併処理浄化槽の設置」による水洗化をご検討ください。合併浄化槽を設置する際は、設置に要する費用の一部補助を行っています。

合併処理浄化槽設置工事の際は、県知事の登録を受けた浄化槽工事業者までご相談ください。

■合併処理浄化槽設置費用の補所制度

用途	一般住宅
補助の対象となる方	・公共下水道の事業認可区域外の方で、町内の専用住宅などへ合併処理浄化槽の設置を行う方

補助を受けられない方	・補助申請の前に浄化槽を設置または工事に着手した方	
	・建築確認または浄化槽法に基づいた届出審査を受けずに浄化槽を設置した方	
	・申請した年度内に工事が完了しない方	
	・借家の方で、家主の承諾が無い方	
補助限度額（人槽区分）	5人槽	390,000円
	7人槽	474,000円
	10人槽（2世帯住宅）	660,000円
受付予定期間	令和5年10月末まで	

【問い合わせ先】

地域整備課・上下水道担当（☎46-4742）